

# 静岡市建設発生土の処理に関する基本方針

令和5年9月

静岡市

## 1 背景

建設発生土は再生資源であり、資源循環型社会の実現を図るため、(1)『発生抑制』、(2)『再利用促進』、(3)『適正処理の推進』を基本施策として進めてきた。

静岡市発注の建設工事において建設発生土は直近5カ年の平均で年間約26万 $\text{m}^3$ 発生しており、そのうち現場内利用・工事間流用・土質改良土の利用により約10万 $\text{m}^3$ が有効利用されているが、その割合は約40%にとどまっている。

残りの建設発生土は、市内に最終処理地が僅かしかないため、市外の最終処理地で処理されている状況にあり、市外への搬出は、他の市町の環境影響負荷の増大、運搬費の増加、トラックの排出ガスによる大気環境に影響を及ぼしている。

令和4年7月に施行された「静岡県盛土等の規制に関する条例（以下、「盛土条例」という。）」等に伴い最終処理地における処理費用の高騰や処理量の制限が生じている。今後、令和5年5月に施行された「宅地造成及び特定盛土規制法」により、建設発生土の適正な処理がさらに困難となることが懸念される。

また、令和4年9月の台風15号災害では、約20万 $\text{m}^3$ の災害発生土の置場確保に苦慮した。静岡市としては、他者頼りではなく、静岡市内での発生土処理地の確保が、更なる災害に備えるためにも不可欠である。

静岡市が推進するSDGs (Goal 11)【住み続けられるまちづくりを】においても、包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現することを目標と定めている。

このような状況下において、安全・安心な社会を構築するためのインフラ整備の推進には建設発生土の適正な処理を可能とする環境の整備が必要不可欠であり、建設業における建設発生土を資源として捉えた有効利用の推進が求められている。

## 2 目的

こうした状況を背景に、建設発生土の処理に関する基本的な考え方を示す「静岡市建設発生土の処理に関する基本方針（以下、「本方針」という。）」を策定した。

建設発生土の適正な処理に向け、建設工事で必要となる土砂は原則として工事間流用によるものとし、工事間流用が困難な発生土についても、市内に建設発生土処理地を確保し、適正な処分方法を構築することが不可欠である。

建設発生土処理地は、以前より民間事業者が確保してきたが、現在の情勢を踏まえ、建設発生土を適正に処理し、更なる災害に備えるためには、市も建設発生土処理地の確保に積極的に関与し、公民連携で課題解決に取り組むことが重要である。

本方針に基づき、建設発生土の抑制を図るとともに、有効利用を促進し、適正な処理を行うことで、静岡市内の建設業全体の建設発生土処理における良好な環境保全並びに建設事業の円滑な推進に寄与することを目的としている。

### 3 基本方針

建設発生土における適正処理に向けた取組の一層の徹底を図るため、(1)『発生抑制』、(2)『再利用の促進』、(3)『適正処理の推進』の3つの柱の取組を引き続き進めるとともに、建設発生土の処理地の確保が重要となることから、新たに(4)『処理地の確保』を加え、以下を建設発生土処理に関する基本方針とする。

#### (1) 発生抑制

最終処理地の処理量が不足していることから、建設業全体で建設発生土の全体量を減らしていくことが必要であり、工事内での建設発生土の活用を計画し搬出量を削減する。

- ・切盛均衡のとれた土工計画や適切な工法採用による発生量の抑制
- ・建設発生土の現場内の最大限利用

#### (2) 再利用の促進

他工事での埋戻しや盛土等に建設発生土を活用したり、建設発生土を利用可能な土に改良し活用することで、最終処理量を削減する。

- ・利用可能な建設発生土は積極的に活用する。
- ・建設発生土情報交換システム、静岡県建設発生土マッチングシステムを活用し工事間流用を行う。
- ・ストックヤードを活用し工事間流用を行う。
- ・土質改良土を埋戻しや盛土に活用する。

#### (3) 適正処理の推進

建設発生土を適切な利用や処理を明確にし、適正な処理を推進する。

- ・建設発生土の指定地処理の徹底
- ・建設発生土と建設廃棄物の分別処理
- ・場外搬出における公衆災害の防止及び適切な運行管理等の徹底

#### (4) 処理地の確保

市内には建設発生土の最終処理地が少なく、市外に搬出し最終処理していることが、処理費の高騰に繋がっており、発生土処理地の確保が、更なる災害に備えるためにも不可欠である。

このことから、市内に処理地を確保し、安定的な建設発生土処理を行う。

- ・建設発生土を活用した盛土事業や埋立て事業等の公共事業により処理地を確保する。
- ・市内の民間事業者に対し建設発生土処理地を公募により確保する。

## 4 取組内容

建設発生土処理について以下の取組を行う。

### (1) 発生の抑制

- ① 掘削土量の少ない工法を採用する。
- ② 計画・設計段階から切盛均衡のとれた土工計画とする。
- ③ 可能な限り建設発生土の現場内（同一工事内）再利用を促進する。

### (2) 再利用の促進

- ① 建設発生土情報交換システム、静岡県建設発生土マッチングシステムを活用し工事間利用を図る。
- ② スtockヤードを活用した工事間利用を図る。
- ③ 建設発生土利用ができず、土砂材料が必要な場合は、山土（新材）ではなく土質改良土を活用する。

### (3) 適正処理の推進

- ① 建設発生土の搬出先を明確化する。
- ② 発注工事の再生資源利用促進計画及び実施書による処理先を確認する。
- ③ 最終処理地、中間処理地、土質改良プラント等の適切な処理施設へ搬出する。

### (4) 処理地の確保

- ① 盛土事業や埋立て事業等、建設発生土を活用した公共事業を計画し建設発生土処理地を確保する。
- ② 市内の民間事業者に対し建設発生土処理地を公募し、市が民間事業の建設発生土処理に関する関係法令の許認可申請に対し支援することで、適切な処理地を確保する。